

和化漢文に於ける「令」の一用法

来 田 隆

目 次

- 一、問題の所在
- 二、御成敗式目に於ける「令」の用例
- 三、文構造から見た「令」の用法
- 四、「令」の意味
- 五、従来の諸説との関わりと今後の課題

一、問題の所在

中世に於けるシム（令）の用法には、使役とも尊敬とも解し得ないものがあり、従来、そのようなシム（令）は、一般には謙讓を表わすものと説かれている。この種のシム（令）が多用されている文献は、法文類（就中、親鸞の述作）、平家物語、それに和化漢文文献である。

親鸞の述作（三帖和讃）中のシムに、使役、尊敬以外の特殊な用法が見られることを早くに指摘されたのは榎克明氏で、氏は、それを「みずからをして何々せしめる」意の「再帰的用法」と説かれた¹⁾。中川浩文氏、片岡了氏もまた、親鸞の三帖和讃のシムを考察されているが、中川氏は、使役、尊敬に解せぬシムを、動作主の人称に関わりなく、すべて謙讓とされて

(2) いる。これに対して片岡氏は、使役、尊敬、謙讓に三分類される点では中川氏と同じ考え方であるが、二人称、三人称を動作主とする動詞に接続するシムは謙讓とは解し得ないとされ、それらは丁寧を表わすものと説かれている。(3)

平家物語や和化漢文文献に見られるシム(令)の用法について、注目すべき言及をされたのは森野宗明氏である。氏は、平家物語のシムの中に、二人称、三人称を動作主とする動詞に接続し、謙讓を表わすと解すべき例が存することを指摘され、和化漢文文献や古文書から、類例を二三挙げられた。そして、そのようなシム(令)を、「被支配待遇的な表現」と説かれた。更に氏は、このような待遇表現的なニュアンスを持たない「令」も和化漢文文献に用いられていることに言及されたのであるが、その具体例は示されなかった。(4)

近藤政美氏は、森野氏の所論を受けて、平家物語のシム全例を調査され、使役、尊敬、謙讓の三類に分けられ、森野氏の「被支配待遇的な表現」のシムと、候フと共に用いられるのではなく、単独で謙讓を表わすシムとが、牒状、返牒等の、書状またはそれに類するものに偏在することを指摘された。(5)

和化漢文の「令」に関する研究は、従来、主として吾妻鏡を対象として進められてきている。青木孝氏は、吾妻鏡の「令」の用法を、使役、尊敬、謙讓の三類に分けられ、謙讓の用法のうち、二人称を動作主とする動詞に接続するものは「尊大語」と説かれた。(6) 同じく吾妻鏡(及び御成敗式目)の「令」を考察された松下貞三氏は、使役、尊敬、謙讓の三類の他、「丁寧語」「意志または可能近似」等に分類された。氏の説かれる使役は複雑で、更に「受身近似」「可能または放任近似」「なりゆき・有様・継続」「完了」等六類に細分されている。しかし、青木氏の分類と松下氏のそれとは相違するところが大きいように思われる。例えば、

①于レ時令^{ニトキノジメ}与^{クミセカケテ}景親^{ケイシン}、奉^{ツル}射^セ源家^{ゲンカ}之^ノ輩^{ハヒ}、後^{ノチ}悔^{クハ}鎖^{スズ}魂^{タマシイ}云々(治承四年十月十八日 寛永版本に依る。以下同。)

を、青木氏は「景親の仲間を致し」の意で、「源家」への謙讓の意を表わすものと説かれるのであるが、松下氏は①とほぼ同意の、

②石橋合戦之時、令同^{イセカケチ}意景親^{ニトニアラス}殊^ニ現^ニ無道^ノ之間^ヲ（治承四年十一月十二日）
を例示され、これを使役のうちの「許可または放任」を表わすものと説かれるのである。また、

③仍、今^チ度不^ズ遂^ニ合戦^ヲ令^ヲ帰^ル洛^セ者、有^ニ何^ノ眉^目哉^ヤ（文治元年二月十四日）

は、範頼を叱咤激励する頼朝の手紙の一節であるが、青木氏はこれを二人称を動作主とする動詞に接続するものであるから尊大の用法であると説かれるのに対して、松下氏は、「将来もし帰洛してしまえば」の意であって、使役で「未来完了」を表わすものと説かれるのである。両者の齟齬は小さくないのであるが、それぞれに問題を含んでいる。すなわち、青木氏は、使役、尊敬と解されぬ「令」を、一律に謙讓（尊大）あるいは丁寧といった待遇表現に関わるものと結びつけて考えておられる点、また松下氏は、使役（相）と完了（時制）とを同一レベルの概念として扱っておられる点である。加えて、サスとの関連に於いて、シム（令）が単独で尊敬あるいは謙讓を表わし得るか否か（前掲の諸先学は、榎氏を除いて、尊敬と謙讓とのいずれか、又は両方ともに、単独用法を認めておられる）も再検討を要する事柄である。

前述の如く、特殊な用法のシム（令）が多く用いられている文献は、親鸞の述作を除けば、和化漢文か、それに関係の深い文献である。親鸞の述作は、榎氏の説かれる如く、親鸞特有の思想・世界観によって、極めて個性的表現がなされているものである。したがって、特殊な用法のシム（令）を究明するためには、まずは和化漢文に於ける「令」の用法を明らかにする必要があるのである。

国語史研究上、和化漢文文献を対象とすることを困難ならしめているのは、その文献の成立時での訓読を再構成することが容易でないことが多いことである。しかし、少数ながら、訓点の付された文献も伝存している。本稿で対象とするのは、その一文獻たる御成敗式目である。本書は法令集という特殊性はあるけれども、その分量に比して、問題の「令」の使用が豊かなのである。また、本書にはカナ抄も伝存していて、内容理解上有益である。

二、御成敗式目に於ける「令」の用例

現存する御成敗式目の中で、書写年の明確な最古の写本は、「康永二（三三四）年三月於高辻富小路宿所書写之訖」の書識語を有する、平林治徳氏蔵本であり、書写と同時期と見られる訓点が付されている。本文は、五十一条と評定衆の起請文に続いて、嘉禎三年以降の九条の追加を記しているが、追加された条には訓点が付されていないので、本稿では、この九条は考察の対象から除外した。⁽⁸⁾

本書には「令」が全三十四例用いられている。まず、使役を「人をしてある動作・行為をするようにしむけること」とすると、使役の「令」は次に掲げる八例である。

- ④ 若於^レ三拘^{ハク}、惜者且^ハ、令^レ入^ニ部守護使^ニ且可改^レ補地頭代^ニ也^{（第32条）}
- ⑤ 但^シ恣^ニ貪^ニ寺用^ニ不^レ勤^ニ其役^ノ之輩者早可^レ令^ニ改易^ニ彼^ノ職^ニ矣^{（第2条）}
- ⑥ 次以名主職^ニ不^レ令^ニ知^ニ本所^ニ寄^テ付権門^ノ事^{（第47条）}
- ⑦ 次放火人事准^テ抛盜賊^ニ宜^レ令^ニ禁遏^ニ矣^{（第33条）}
- ⑧ 早注^テ進^ル其旨^ヲ宜^レ令^ニ蒙^テ裁^ニ断^ニ（第4条）
- ⑨ 仍於^テ押領物^ノ者可^レ令^ニ糺^テ返^ニ至所^ノ領^ニ者可被^テ没収^ニ也^{（第43条）}
- ⑩ 親父存日縱成^ニ優如^ノ之儀^ヲ雖^シ不^レ宛^テ課^レ役^ノ（《右傍補入》逝去之者尤可^レ令^ニ催勤^ニ（第25条）
- ⑪ 右其親以^テ成人子^ノ令^ニ吹拳^ノ之間勵^ニ勤厚^ノ之思^ヲ積^テ勞功^ノ之処^{（以下略）}（第22条）

右は使役と解し得る「令」であるが、他の「令」は使役とは解し得ないのである。例えば、第四十八条は次の如くである。

一四八 売^テ買^テ所領^ノ事

右以_レ相伝之私_レ領_ヲ要用之時_レ令_レ沽_レ却_レ者定_レ法也而_レ或_ハ寡_ニ勲功_ニ或依_テ勲勞_ニ預_ニ別_ノ御恩_ニ之_ノ輩恣_ニ令_レ売買_ニ之条所行之旨
非_レ無_ニ其科_ノ自_レ今以後憐_ニ可_レ被_レ停_レ止_ニ也若背_レ制_レ符_レ令_レ沽_レ却_レ者云_レ売人云_レ買人共_レ以_レ可_レ処罪科_ニ矣

本条に用いられている三例の「令」は、いずれも使役とは解し得ない。しからば尊敬あるいは謙讓かというに、そのような解釈も成り立たない。本書のカナ抄の一たる清原業忠の貞永式目聞書においても次の如く注釈されているのである。

四十八 売_レ所領_ヲウリカウ事_ノ、

右_一是_ニ不審アリ_一(中略)而_一別_ノ就_ニ勲功_ニ(等_ソ)又奉公ノ勲勞ニヨツテ給ル所領ハ公界者也、有_レ功_レ給ル、又有_レ罪_レ召上
ラル者也、然_レ我物トノ活計ニ売買スル_コハ罪過也、制符ハ式条也、法度ノ引付也、此式目ニ背_テ沽_レ却_セハ、兩人共_ニ同
罪_ソ、

本書の「令」の大多数は、右の如き、使役とも尊敬、謙讓とも解し得ぬものである。次下にその全例を掲げる。

⑫ 猶_レ令_レ違_レ犯_レ者_者可_レ被_レ処_レ罪_科焉(第4条)

⑬ 自_レ六波羅被_レ催_レ之_レ時不_レ遂_ニ参_レ決_ニ猶_レ令_レ張_レ行_ニ者同又可_レ被_レ召_レ主_レ人之所帶_一(第14条)

⑭ 雖_レ為_ニ関_レ東_祇候_之女房_敢勿_レ泥_ニ殿中平均_之公事_一此上_於令_レ雜_レ涉_レ者不_レ可_レ知_レ行_レ所_レ領_レ焉(第25条)

⑮ 猶_レ背_レ此_一旨_令難_レ涉_レ者_可被_レ改_レ所_レ職_也(第5条)

⑯ 右_於所_レ領_ニ者讓_ニ彼_ノ女子_ニ雖_レ令_レ各_レ別_ニ至_ニ公_レ事_ニ者隨_テ其_レ分_限可_レ被_レ省_レ宛_ニ也(第25条)

⑰ 右_其子_雖令_レ見_レ存_至令_レ悔_還者_何妨_哉(第20条)

⑱ 次_若欲_奪人之所_レ職若_為取_ニ人_財宝_ニ雖_レ令_レ致_レ害_ニ其_レ父_一(右傍補入)不知_レ之_由在_レ状_分明_者不_レ可_レ処_レ縁_坐焉(第10条)「令」異
本に「企」(10)

⑲ 奉_レ行人_若令_レ緩_急定_レ経_ニ廿_ケ日_者於_ニ庭_中可_レ申_レ之_一(第29条)

⑳ 若_背制_レ符_レ令_レ沽_レ却_レ者云_レ売人云_レ買人共_レ以_レ可_レ処_レ罪_科矣(前掲第48条)

- ⑲ 若雖一事存曲折於令_レ達乱_二之者_レ梵天帝釈四大天王_一以下略(起請文「於」異本に無し)
- ⑳ 不_レ決_レ夷_一否_二不_レ糺_レ輕_一重_一恣称_二罪科之跡_一私_レ令_二没_レ收_二之条_一理_一不_レ尽_一沙_一汰_一甚_一自由_一之_レ奸謀也(第4条)
- ㉑ 而_レ或_レ募_レ勲_一功_一或_レ依_レ勤_一勞_一預_レ別_一御恩_一之_レ輩恣_レ令_二売_レ買_一之_レ条_一所_レ行_一之_レ旨(以下略)(前掲第48条)
- ㉒ 而_レ忽_レ忘_レ貞_一心_一令_二改_レ嫁_一者_一以下_レ所_レ得_二之_レ領地_一可_レ宛_レ給_一亡_一夫_一之_レ子_一息(第24条)
- ㉓ 右_レ以_レ相_レ伝_一之_レ私_レ領_一要_レ用_一之_レ時_一令_二沽_レ却_一者_一定_一法_一也(前掲第48条)
- ㉔ 恒_レ例_一之_レ祭_レ祀_一不_レ致_レ陵_レ夷_一如_レ在_レ之_レ礼_一莫_レ勿_レ令_二怠_レ慢_一(第1条)
- ㉕ 又_レ西_一国_一住_一人_一等_一雖_レ為_一子_一一_一人_一参_一京_一方_一住_一国_一之_レ父_一子_一不_レ可_レ通_一其_レ過_一雖_レ不_レ同_一道_一依_レ令_二同_一心_一也(第17条)
- ㉖ 一 百姓_一逃_レ散_一時_一称_二逃_レ毀_一令_二損_レ亡_一事_一(第42条)
- ㉗ 一 得_レ讓_一狀_一後_一其_一子_一先_一于_一父_一母_一令_二死_レ去_一跡_一事_一(第20条)
- ㉘ 一 讓_レ得_レ夫_一所_レ領_一後_一家_一令_二改_レ嫁_一事_一(第24条)
- ㉙ 一 諸_一国_一地_一頭_一令_レ抑_一留_一年_一貢_一所_レ当_一事_一(第5条)
- ㉚ 一 雖_レ帶_一御_一下_一文_一不_レ令_レ知_一行_一經_一年_一序_一所_レ領_一事_一(第8条)
- ㉛ 右_レ其_一子_一雖_レ令_二見_レ存_一至_一令_二悔_レ還_一者_一有_レ何_一妨_一哉(第20条 異本に「令」無し)
- ㉜ 而_レ近_一年_一以_レ降_一企_一自_一由_一之_レ望_一非_レ雷_一背_一禁_レ制_一定_レ令_レ及_レ喧_レ嘩_一欵(第37条 「及」の左傍に異筆で「潭」)
- ㉝ 至_レ私_一物_一雜_一具_一并_一所_レ從_一牛_一馬_一等_一者_一新_一司_一不_レ及_レ抑_一留_一況_レ令_レ与_レ恥_一辱_一前_一司_一者_一可_レ被_レ処_レ別_一過_一意_一也(第46条)
- ㉞ 右_レ憑_一人_一之_レ輩_一被_レ親_一愛_一者_一如_一子_一息_一不_レ然_一者_一又_レ如_一郎_一從_一欵_一爰_レ彼_一輩_一令_レ致_レ忠_一勳_一之_レ時_一本_一主_一感_一其_一志_一之_レ余_一或_レ渡_一宛_一文_一

(以下略) (第19条 「感」の下に異筆で「歎」。カムも異筆)

以上の二十五例の「令」が問題となる用例である。なお、他に一例存するが、文意不明につき、本稿では取扱いを保留する。

三、文構造から見た「令」の用法

前節に掲げた特殊な用法の「令」二十五例について、接続する動詞、文構造を見るに、それぞれに特徴が認められる。まず、接続する動詞を、漢語サ変動詞と和語動詞とに分類すると、次の如くなる。⁽¹²⁾

(a) 二字の漢字で表記される漢語サ変動詞……二十一例 (12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32)

(b) 二字の漢字で表記される和語の動詞……一例 (33)

(c) 一字の漢字で表記される和語の動詞……三例 (34 35 36)

接続する動詞は、(a) 二字の漢字で表記される漢語サ変動詞が全二十五例中、二十一例を占めるのである。

次に、問題の「令」が用いられている文の構造を見るに、動詞の下に客語・補語が置かれている文と、それが置かれていない文とに分けると、(a) 類のうちの一例 (31) と、(c) 類の三例を例外として、他はすべて、動詞の下に客語・補語が置かれていない構造の文である。

問題の「令」と二字の漢字で表記される漢語サ変動詞との結びつきの強さは、次の事実からも知られる。すなわち、次に掲げる如く、二字の漢字で表記される動詞であって、かつ、下に客語・補語が置かれない構文であっても、それが和語の動詞の場合には「令」が接続していないのである。

③7 如然之輩可_レ勸守護役_之由_之縱雖_二望_一申_一 (第3条 「望申」の類例他二例)

③8 但為扶代官無_レ咎之由主人陳申_之之_二処_一 (第14条)

③9 次以_二同没_一収地_一称_二本領主_一訴_二申_一事 (第16条)

④0 而国_一人_一等_一差_一申_之之_二処_一 (第32条)

④1 為_二奉_一行_一人_一之_二偏_一頗_一由_二訴_一申_一事 (第31条)

④② 右称「無」美^ヲ掠^ル領事式條、所^レ推難脱^ニ罪科^一 (第43条)

④③ 同、悪党等出^レ来^ニ之時者不^レ日、可^レ召^レ渡守護所^一也 (第32条)

④④ 而依^ニ自然之運^ニ通来^ニ之族近年聞食及者 (第16条)

二字の漢字で表記される和語の動詞に接続する唯一例外の④③(「令梅遷」)の場合も、異本では「令」が無く、また、別の箇所では、

④⑤ 讓^ニ与所領於女子^ニ後依^レ有^ニ不和儀^ニ其親梅還否事 (第18条)

の如く、「令」が付されていないのである。

二字の漢字で表記される漢語サ変動詞は、語の認定が文構造に委ねられる和化漢文という表記体に於いては、体言との区別が紛らわしいものである。下に客語なり補語なりが置かれているか、助辞類が動詞の上に置かれている場合は別として、そうでない場合は殊に体言と誤認され易い。かかる表記体に於いて、問題の「令」は、漢語サ変動詞表示として、有効に機能していると言える。

しかしながら、問題の「令」には、少数ながら和語の動詞に接続する場合 (b)(c) があり、また、漢語サ変動詞であっても、

④⑥ 京方之咎縱露見 (第16条)

④⑦ 実犯露見者主人難^レ遁^ニ其罪^一 (第14条)

の如く、非情物を主語とする動詞には付されることがないのである。したがって、問題の「令」の機能を漢語サ変動詞表示の役割を担ったものと見ることはできない。

次に、問題の「令」が用いられている文は、客語・補語が動詞の下に置かれていないという構文上の特徴について検討する。客語を必要とするのは、言うまでもなく他動詞の場合である。⑬(張行)、⑭(致害)、⑮(沽却)、⑯(没収)、⑰(売

買)、⑳(損七)、㉑(知行)等は他動詞たることが明らかな動詞である。実際に、没収、売買という動詞の場合、

④⑥ 一 同守^キ護人不^レ申^ル事^ニ由没^ニ収^{スル} 罪科跡^ヲ事^ヲ (第4条)

④⑨ 一 売^ル買^ハ所領^ノ (前掲第48条)

の如く、客語を下に置いた例が存するのである。和化漢文に於いては(日本語の文表現一般に認められるが)、他動詞であっても、その客語が文脈上明らかな場合には、それを省略することはよく見られることである。結果として、自動詞と他動詞との区別は、構文上からは失われることになる。

問題の「令」が接続する動詞のうち、⑫(違乱)、⑬(難決)、⑭(緩怠)、⑮(違乱)、⑯(怠慢)の如き動詞は、自動性動詞か他動性動詞か、性格が単純ではない。前述の他動詞や、この種の動詞によく接続していることから、問題の「令」は動詞の他動性を明示する機能を担うものという見方がここに成り立つ。漢語サ変動詞の場合には、和語動詞の如く自動詞と他動詞とを形態上から区別(例えば、モデル対モドス)し得ないからである。⁽¹³⁾

しかしながら、この解釈でも問題の「令」の機能を律しきれない。すなわち、⑰(見存)、⑱(改嫁)、⑲(同心)、⑳(死去)の如く、疑いもなく自動詞で、他動性を付与する必要のない場合にも接続する例が存するのである。

以上の検討から、問題の「令」の機能は、漢語サ変動詞表示、あるいは他動性明示といった役割を担うものとは考えられないのである。和化漢文という表記体において、結果としてはそのような効果が認められるにしても、それは「令」の本来の機能ではないであろう。しかし、下に客語を伴った他動詞には接続することが稀であるという用法上の特徴は重視すべきである。すなわち、そのような構文の動詞に「令」を付すると、二重他動⁽¹⁴⁾表現を構成するからである。この構文上の特徴は問題の「令」が使役ではないことを示す事実でもある。

四、「令」の意味

「令」の元来の意味が使役であることは言を俟たない。ところが問題の「令」の場合は、¹⁵「みずからをして何々せしめる」¹⁶とでも言い換え得るのであって、動作・行為の「させ手」は同時に「動作・行為のなし手」でもあるのである。したがって、問題の「令」の意味を究明する上で、使役とは何かということ、特に、単なる他動詞と使役表現との相違点の把握が重要である。

自動詞・他動詞との関連に於いて、使役の意味について従来の認識を一層深められたのは青木伶子氏である。氏は、使役を「ある者が他者に対して、他者自らの意志において或いは主体性をもって、その動作を行うようにしむけること」と定義され、客語の意志・主体性を没却（または無視）した一方的な働きかけとしての動作しか表わさないとする。他動詞とは表現性が異なることを明確にされた。¹⁵すなわち、使役とは「させ手」の意志と「させられ手」動作のなし手」の意志との関係で成り立つものということである。

既に述べた如く、問題の「令」は、人間の動作・行為を表わす動詞にのみ付されるのであって、その動作・行為は「動作のなし手」の意志あるいは主体性に基くものであることは明らかである。となれば、「令」を付することによって添加される意味は「させ手」の意志、すなわち、この場合は行為主体の意志そのものである。つまり、問題の「令」は、ある動作・行為が主体の意志に基くものであることを特に強調するために付されたものと考えられるのである。

ある動作・行為について、それが行為主体自らの意志・主体性に基くものであることを殊さら強調するとすれば、それは表現主体の側に、その動作・行為に対して特別の関心がある場合であるはずである。しかしして、「令」の付された動詞を、意味の上から見ると、次の如くに分類される。

(イ)表現主体にとって好ましくない（不利な）行為を表わす語……違犯、違乱、張行、致害、損亡、抑留、難渋、緩怠、及

喧嘩、与三恥辱

還

(ロ)動詞の意味自体には表現主体にとって利・不利に関わりのない語……没収、売買、沽却、各別、改嫁、死去、見存、侮
(イ)表現主体にとって好ましい行為を表わす語……致忠勤

かくの如く、問題の「令」は、(イ)の表現主体にとって好ましくない行為を表わす動詞によく付されていることを知るのである。また、違犯には「猶」(⑫)、張行には「不遂參決」(⑬)、難決には「此上」(⑭)「猶背此旨」(⑮)といった修飾語が冠されていることも見のがせない。(ロ)の動詞の意味自体には表現主体にとって利・不利に関わりのない場合にも、没収には「私領ではなく恩領を」恣称^{シツ}「罪科之跡私」(⑯)、売買には「恣」(⑳)、沽却には「若背制符」(㉑)、改嫁には「忽忘貞心」(㉒)といった、表現主体の否定的判断を表わす修飾語が冠されているのである。死去、見存は、行為主体の意志・主体性とは関わりがないものである。けれども、この場合の死去は、「先于父母」(㉓)ところの不孝な業なのである。見存の場合は不可解であるが、この一文は「令死去」に直続する文であって、行為主体も同一であるので、これに類推して付されたものと解しておきたい。なお、悔還の場合は、前述の如く異本には「令」が付されていないのである。

表現主体の価値判断が強く前面に押し出されると、それが否定的判断であれば禁止表現となる。「如在之礼莫勿令怠慢」(㉔)は、その例と解される。

(イ)の、表現主体にとって好ましい行為を表わす語に付された例は極めて少なく、「令致忠勤」(㉕)が唯一である。この場合は、主体的になされる行為が、表現主体にとって、自らの行動規範によく添う場合、その行為を大いに勧奨する気持から「令」が付されたものと考えられる。

強い行動規範意識を有し、他に対してもそれを要求するような表現主体にとって、ある主体性に基く行為に対する価値判断は、しばしば否定的なものであるが、本書に於いて、殊に否定的判断の表現が多いのは、法令集という本書の性格にもよ

るものであろう。

以上を要するに、問題の「令」は、ある主体の意志・主体性に基く行為が、表現主体の行動規範（法・道德等）との関わりに於いて強く意識される場合に、その行為を表わす動詞に付されるものと考えられるのである。このような用法は、放任の意からの転化であらうが、放任はあくまでも「行為のなし手」に対立する「させ手」が存在する点で、この「令」とは異なる。表現主体の特定の行動規範意識に基いて用いられるものであるから、この用法は「当為」と名付けることができるであらう。⁽¹⁶⁾

問題としてきた「令」（「当為」の「令」）は、前述の如く、主として和化漢文文献に多用せられている。この種の「令」は、用いられる文献に偏りがあるのであって、文献の性格や和化漢文という表記体との深い関わりが認められるのである。

和化漢文文献の中でも、この「令」が頻用されているのは、公文書に於いてである。それは、かかる文献の文章は、送者と受者の支配・被支配の關係が明確に自覚されており、行動規範の意識が最もよく反映するものであるからに他ならない。

また、和化漢文という表記体に於いては、漢語が多用される。問題の「令」と漢語サ変動詞と結びつきが強いのは、この漢語の語性に基くものであろう。すなわち、和語の動詞の場合は、自動詞と他動詞との区別が形態上示される語が少なくない。また、例えば、

○法にふれる行為。

○法にそむく行為。

あるいは、

○子供をうしなう。

○子供をなくす。

といった対立に見られる如く、主体の意志に基く行為か否か、あるいは、主体にとって、責任を問われる行為か否か、とい

う区別を表現し分け得るのである。漢語サ変動詞の場合は、かくの如き表現性が乏しい。この漢語の表現性の乏しさを補う役目を、「當為」の「令」が一面で担っていると考えられるのである。

五、従来の諸説との関わりと今後の課題

本稿で対象とした御成敗式目は、法令集である。したがって、一人称・二人称を主体とする動詞は用いられていず、「令」の用法も幅の狭いものであろう。しかし、その語法が他の和化漢文文献（古文書・記録資料）のそれと基本的に相違するとは思われない。広く和化漢文文献を見わたして、本稿で明らかにした「令」の用法を検証しなければならないが、それは他日に譲り、最後に、従来の諸説と本稿での結論との関わりについて述べ、今後の課題を明らかにしておきたい。

第一節で述べた如く、吾妻鏡の「令」に関して、青木氏と松下氏との御論がある。用例①③の「令」について、青木氏は①を謙讓、③を尊大語とされる。松下氏も、「令」が単独で謙讓を表わすということを認めておられる。しかし、ス・サスとの対比に於いて、シムのみがなぜ単独で謙讓（尊大）を表わし得るかについての説明が必要であらう。また、このような「令」を謙讓を表わすものとする、その用いられ方は、「候フ」に比して、極めて恣意的であると言わざるを得ないが、その理由も明らかではない。松下氏は②について、言外の使役主体として頼朝を考えられ、「同意オウイ 景親ケイシン」ということとは頼朝にとって好ましいことではないが、力及ばぬ事である。したがって「許可スル」または「放任スル」に近似した意味だと説かれるのである。③についても使役主体を頼朝とされ、頼朝にとって、「将来もし帰洛してしまえば」頼朝の意に背くことになるという意味で、これを「未完了」とされる。しかし、これら①②③は、全て、「當為」の「令」と解し得る。すなわち、①②は、頼朝に従わずに勝手に景親に与した輩の行為を表わす動詞に「令」が付されており、そこに源家に属する筆者の批難・嘲笑の気持が表明されているのである。③も、戦いに勝ってではなく、「不遂トケ合戦カウケン」に帰落することは、武士としてはあるまじき行為であるという頼朝の判断が「令」によって表明されていると解されるのである。

謙讓のシム(令)の用例としては、一人称を主体とする動詞に接続する例が、しばしば取り上げられてきた。例えば、平家物語の有名な腰越状に、次の如くシムが用いられている。

○しかれども高慶忽に純熟して平家の一族追討のために上落せしむる手あはせに(中略)ひとへに貴殿広大の慈悲を仰ぐ。便宜をうかひ、高聞に達せしめ(中略)書紙につくさず。併令(省略)候畢。(大系本 下365~366頁)

右の三例のシムは、義経の頼朝に対する謙讓を表わすものと説かれるのである。しかし、これらのシムも「当為」を表わすものと解し得る。一人称を主体とする動詞に付される場合は、自ら(右例では義経)の行動規範意識に基いて、その行為が自覚的な、責任行為たることを表明するものであると把握すべきであろう。

一人称を主体とする動詞に付されるシム(令)は、往來物によく見られる。手紙文では自己と対者との関係が強く意識される。また、相手の行為を表わす動詞には通常敬語表現がとられる。したがって、自己の行為を表わす動詞に「令」を付した表現には、おのずから慎しみの意味あいが伴う。ために、後にはロドリゲスの説く如く、謙讓を表わすものという認識が生まれたけれども、元來は、敬語表現と直接関わりがなかったものと考えられるのである。

親鸞の述作に多く見られる特殊なシムも、和化漢文文献における「令」と無縁ではないであろう。⁽¹⁸⁾三帖和讃の文章は、人間の行為について、特定の強い行動規範の意識をもって価値判断を下すという点で、法令としての御成敗式目の文章と性格上類似する面のあることが特に興味を引かれるのである。シム(令)の用法も、相互に相通することが考えられる。

宇津保物語や大鏡にも、注意すべきシムの用例が存する。それらを含めて、従来、シム(令)が単独で尊敬あるいは謙讓を表わす例とされて来たものは、再検討の必要があると考えるのである。

注

- (1) 「再帰的助動詞『しむ』——シンラン研究のついで——」(「語文」第17輯、昭和三十一年七月)
(2) 「三帖和讃における『シム』の用法」(「女子大國文」3号、昭和四十年五月)

- (3) 「中世における『シム』の一用法」(『大谷學報』44—4、昭和三十三年三月)
- (4) 「助動詞シムの特殊用法」(『講座平家物語5、「國文學言語と文芸」5巻1号、昭和三十八年三月)
- (5) 「平家物語における助動詞『しむ』の意味用法について」(松村博司教授追善記念『國語國文學論集』、昭和四十八年四月)
- (6) 「吾妻鏡に見える謙讓の『令(シム)』」(『青山女子短大紀要』18輯、昭和三十九年)
- (7) 「吾妻鏡における『令(シム)』の考察——漢文和化の道をたずねて——」(『國語と國文學』、昭和五十年五月)
- (8) 本稿は、古典保存会複製本(山田孝雄解説)による。
- (9) 『中世法制史料集』別巻所載の翻刻本文による。
- (10) 『中世法制史料集』第一巻所載の「校本御成敗式目」による。
- (11) ○或付_二奉行人_一或於_二庭中_一可_レ令_レ申_之。(第30条)
- (12) 漢語か和語かは、本書に付されている音合符(違乱、難洪、沽却、没収、改嫁、抑留、知行、怠慢は前掲例に、致害、売買は他の箇所で音合符が付されている)によって、更には、「御成敗式目仮名抄」(『中世法制史料集』第一巻所載)によって知ることができ
- (13) 以上に述べた主旨から、かつて本稿の筆者は、御成敗式目における「令」の特殊用法を「能動性明示」の用法と説いたことがある(『國語学会中国四國支部大会(昭和四十八年十二月)』発表。その要旨は「國語学」96輯を参照されたい)。重見一行氏は、右の拙論に通じる考え方を示され(但し、氏は「動詞性付与」という語を用いておられる)、和化漢文文献から多くの用例を示されている。しかし、親鸞のシムと和化漢文文献に見られる右の如き「令」との関連については、親鸞のシムは「動詞性付与」のためではなく、莊重・丁寧といった待遇表現的效果を与えんとしたものと結論づけられている(『親鸞の和讃における『シム』の用法——鎌倉期和化漢文中の『令』に関する試論——』(『國語國文』、昭和五十二年十月)。
- (14) 時枝誠記『日本文法口語篇』『同文語篇』
- (15) 「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて——」(『成蹊國文』第10号、昭和五十二年)
- (16) ス・サスにも一般の使役表現とは異なる用法がある。軍記物語に見られるところの、味方の手負を「射サセタ」と表現する類である。山内洋一郎氏は、このようなス・サスについて、ある主体が、その身体の一部(これに準ずる馬など)や、責任のある、或いはそれを共有する身近な人について、被害を受け、或いは受けようとすることを、客観的でなく自分との関連で強く意識するときに用いられる」と説かれ、このような用法のス・サスを「所為」と名付けられている(『奈良教育大學國文研究と教育』、昭和五十二年)。
- (17) Queijo xexime (啓上せしめ)、Quei xexime (啓せしめ)、Moxaxime (甲せしめ)等について、「鄭重と崇敬の心持を示して書状

で使はれる言ひ方である。書きことばに使はれる」と説く（『日本大文典』土井博士訳本五七九―五八〇頁）。

(18) 親鸞の特殊なシムを「再帰的用法」と説かれた榎氏は、類例を、金光明最勝王経古点、教行信証、吾妻鏡、正法眼蔵等から広く示されている（注1論文）。ちなみに、「再帰的用法」のシムの発生について、日本人の自他の区別の不分明と混同という一般傾向が、すなわち、自己の行為を他者使役のかたちで表現することに矛盾を感じないような言い方を発生させたと言われた点は従えない。

〔追記〕 本稿は、昭和五十六年八月、鎌倉時代語研究会に於いて口頭発表したものを纏めたものであります。本稿を成すにあたって、御指導を賜った藤原与一先生・小林芳規先生・柳田征司氏に厚くお礼を申し上げます。